# 釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

―前秦王苻堅との関係を中心に

武蔵野大学仏教文化研究所研究員 多田 修

前秦王・苻堅(三三八~三八五)は華北を統一し、さらに天下統一を目指し江南の東晋への遠征を企てた。

序

の時の道安の諫言が、仏教の教義にもとづくものでないことは、既に指摘されている『。しかし、その理由に 群臣や道安(三一二~三八五)がそれに反対したものの苻堅は強行し、淝水の戦い(三八三年)に敗れた。こ

ついての考察は、管見では確認できない。そこで、東晋との戦いに道安が反対した理由とその論拠について検

## 道安から苻堅への諫言の内容

蔵記集』『高僧伝』『晋書』が主要なものと思われる。そこには、以下のように記される。 道安が苻堅に、 東晋遠征を実施しないよう申し入れたことは、 いくつかの史料に見える。 そのうち、『出三

『出三蔵記集』巻一五 朝臣 有ジントで事 与一侍臣 ·石越-原紹、 承少石氏之乱。至少是"民戸殷富"多四方略多次定义名。 諫メ゙テ□ッ「臣聞ッ、天子シ法駕メ侍中陪乗シネト。 談話以表來管,不是是做以平一一也多工工左。欲此以多音帝的為多僕射生謝安的為以之手侍中皇。 東南。 公、 並"切練"等終"不」能」,廻、きず上。紹以等安。為『堅、所言えき、敬信も乃。共"請"。曰。「主上、将是 何,能,不以為,蒼生,故,一言,耶」。会、 道安、毀い形が、 唯有の東南、一隅ノボ未れやノ能へ抗シテ服べれるよの 堅、出き東苑で命いを子昇いる 寧ッ可きゃ参順き乗り輿上」。堅、 堅,弟,平陽公融,及 同 **懍然トシテ** 堅、 毎 僕

棲 らず翼三扶かず之の而登らな輿は。 俄 作為色。曰。「安公,道徳、可以尊」。 朕、 重臣;。並:謂言:不可;、猶尚:見は拒ふさき。貧道、軽浅言を言、必う。不けさも允既:荷:厚遇。敢。不らう尽け誠っ耳」。 観片滄海点。 シ神ッ無為゚゚与シ堯・舜・比≧隆ッ。今欲≧以ッ百萬之衆ッ求≧シー厥シ田シ下下之土≧。且ッ東南 禹、遊,而不」反。。秦皇、適,而弗」帰。。以《貧道》観是之。非是愚心》所是同《《也。 不 亦楽之が乎」。安、 而顧 対、中日、「檀越、応じず天。御ら世。有可八州之富。 "謂"安公三日" 将是拳法,天下,不」易人。雖是興輦之栄于乃,是一為,其入臭腐,耳」。即,刺 「朕、将以与上公南、李遊:吳越、整公六師。而巡狩、陟、《会稽 居沙中土。而制 平陽公、懿戚十二、 地、卑シ 気、厲き 四海宜 而

ら鋭っ伝型機っ江南 E。 前典。 旦 「非是為是地不」広から民不是如治な生也。将是簡の天心で明である大運へ所は在す耳。 若然如来》言》則《帝王無然省》方。之文、乎」。 安曰》 「若》鑾駕必、動《きゅへ可以暫》幸》。洛陽 順時時巡狩不然亦著 抗成

堅、躬。率は歩騎六十萬の到れ。 如;其上不以服;伐〕之,未,晚,」。堅不」従入。遂"遣き,平陽公融等"精鋭二十五萬"為言前鋒六 頃ジー晋、遣ジー征虜将軍謝石・徐州刺史謝玄ッ拒ム之ッ。 堅、軍、大・崩・。 晋軍還ツラ

逐汽汽车北、三十余里。

死者相枕、。

融、馬倒・隕に首す。

堅、単騎ニシテ而遁た。

如此所以源、焉。

高僧伝』巻五 「釈道安

東、極い滄海の西、併は亀茲の南、苞

襄陽。北

尽

沙漠

承少石氏之乱,至是是"民戸殷富。"如方略,"定、社。

に堅ノ所ラルルタ信敬セ乃・共ニ請とテロク 謝安。為是一時中世。 唯建業/一隅/"未」能於抗伏然為日本。堅、 堅`弟`平陽公融+及"朝臣、石越+原紹等、 「主上、将」有ラント事 毎≒与≒侍臣 東南。 ・談話は、未以嘗す不いのよ欲似平・一つ江左の以び晋帝の為の 公、 並との陳スルモ終ニ不し能し廻スルコト。 何,不以能《為是蒼生》致以是一言是耶」。会、 衆、以い安が為

未」称"其」徳三」。即"勅き、僕射"扶」、安。登、輦三。俄三而顧 出資東苑。命學安明升學董司載等多名。僕射権翼、諫學尹一《臣聞》、天子》法駕《侍中陪乗》等。 寧ッ可きゃ参厠で」。 堅、 勃然香,作是,色,曰《「安公》道徳、可是尊》。朕以是是,天下,不是易《。 "謂"安三曰。「朕、 輿輦之栄 道安、毀

形っ、

而巡狩》涉》,会稽"以,観》、滄海》。 不:亦楽シカラ乎」。 安、 対ヘザ日ク「陛下へ応じゃ天『御じ世』、有コ八州之貢富 将以与以公南等遊出吳越出整六六師

且 居沙中土。而制 東南 区 地地 四海、 地 、卑… 、気、厲 宜達 シ神ッ無為゚与シ堯・舜・比≧隆ッ。今欲≧以ッ百萬之師ッ求≧シー厥、田、下下之上ピ。 昔、 舜・禹、遊。而不」反。、秦皇、適。而不」帰。。以《貧道》観』。之》、

愚心,所以同义之也。 平陽公、懿戚する、 石越、重臣する。 並言謂言不可言、 猶尚は見は拒よコトリ。 貧道、軽浅ニシナ言、必

釈道安に見る仏教と戦争・平和の

問題

世が三大運、所封在が耳。 遣等平陽公融等,精鋭二十五萬,為 **鑾駕必《動クナッヘ 可珍先ッ幸シッ洛陽ニ枕ビサ 威ッ蓍ム鋭ッ伝ヒ燉ッ江南ピ** 既 荷 厚遇"故"尽"丹誠"耳」。 順時時。巡狩、本、亦著六、前典。。若然如来、言、則\*帝王無然省之方。之文、乎」。安曰。「若 ♡前鋒☆堅△躬▽率▽歩騎六十萬▽到△。頃シャ晋△遣シャ征虜将軍謝石・徐州刺史 堅日ヶ「非サル為は地不」広かっ民不いか足り治かれ也。 如う其と不ら服を伐き之。未し晩。」。堅不 将性》簡章天心。明

### [晋書] 卷一一四 「載記一四・苻堅・下」

単騎ニシテ

而遁。

如い所いか練、焉。

謝玄ッ拒い之ッ。

堅`前軍、大"潰"於八公`西"。 晋軍逐步"北、三十余里。 死者相枕、。融、馬倒、殞、首"。

』度。三代〉末主、或《虧\*大="倫"、適"一時之情"、書きで思っ来世"。故"班姫、辞2輦"、 游光東苑、 命《沙門道安》同輦》。 不」宜語の参いを穢い神輿で」。堅作いを色で曰で「安公で道へ冥トンを至い境で、 権翼諫メテ臼ク「臣聞ク、 天子法駕、 侍中陪乗ぶれよ。 清道ジ而行ス、進止 徳、為以時、尊上。 垂いコト美ヲ無い窮リ。 朕、

道安〜毀シ形ッ賤士ャッ、

挙いた。天下之重で、 謂『安』曰『「朕、将『与』公南》。游:吳越『整《六師。而巡狩》、謁』。虞陵。於疑嶺』、瞻。禹穴。於会稽』、泛:長江 臨中ント滄海県、 不 亦楽シッッ乎」。安曰ク 未」足以易於是之事。非然公事与智輦之栄,此乃,朕之顕也」。命以翼即扶的安,升時輦,、顧 「陛下、応ジャ天ニ御ジ世ッ、 居沙中土 而制 四維。 逍遙上之,順八時二、 以

労シテ身ラ於馳セ騎ラ、 聖躬三、 而不」返り、 動きテハ則を鳴るの變き清道で、 口"倦"於経略。、 大禹、適じヶ而弗」帰っ、 櫛ュ風"沐ュ雨"、蒙コッ塵ッ野次ピンー乎。且ッ東南シ区区ヘ、 止った則ず神が栖にの無為は、端拱が而化り、与は堯・舜 何っ足はシャ以を上三、労やを神駕は、下三、困事な三蒼生は。 地、下、気癘ニシャ、 比ァ隆ァ、 詩ニ云ヶ『恵シミテ

中国、

以《綏》之。四方》』。苟《主文徳足》、以《懷》《《遠》、可於不以《煩》、,寸兵《而坐》。獨以百越以]。堅曰《「非

ル為三地不」広カラ、 之役、、唐堯《有》丹水之師、、此"皆著》。之前典"。昭宗之。後〉王『。誠『如宗公〉言》、帝王『無\*省』方》之文、乎。 以、除は煩っ去はよっ乱す。「安シッ得とす憚とす労す。 朕、既"大運」所は"鍾さ、将は簡さ天心で以ず行きも天罰せ。 人不ピラ足ッ也。但思ヒン゙゙混ー一シッ六合ッ、以ッ済ムシー蒼生タ。天ン生シ蒸ッン庶ッ、樹タ之君ッ者、人不ピラ足ッ也。 但思ヒン゙゙混ー一シッ六合ッ、以ッ済ムシー蒼生タ。 天ン生シ素ッン 庶ッ、樹タ之君ッ者。 高辛、有以熊泉

才ッ、不ら欲き窮い兵。極いふり武り」。安日の「若や鑾駕必、欲以上き親の動かとよ、 猶\*不」願い遠ッ渉ルッ江・淮ッ、 可以暫少幸

使母子流度,衣冠之胄。、還是其之墟墳。、復居其之桑梓は、止為はう済は難の銓良之の

馳は紙。檄や於丹楊は、開や其、改な。迷。之路と。如で其で不じ、庭で、伐とき之で可也」。堅、不

明一授立勝略。、

且,朕,此,行也、

以い義ッ挙ル耳。

生、致世一言是也」。故"安、 先に是ョッ、 群臣以《堅》信《重》《》道安》、請以》安。曰》「主上、欲以有以》。事,於東南。、公、 因此 『而諫』。苻融及『尚書原紹、石越等〈上『書面『諫』』『前後数十、堅〈終『不 何ッ不らう為

苻堅の東晋遠征に道安が反対した理由と、 それに対する苻堅の反論を要約すると、以下のようになる。

◎道安が苻堅の遠征に反対した理由

・すでに広大な領域を有している。

東南の地は良いところではなく、舜・禹、そして秦の始皇帝も生還しなかった⑤。

苻融 (苻堅の弟) や重臣も反対している。 (『出三蔵記集』 『高僧伝』 のみ記

遠征は国力を疲弊させることになり、 徳をもってすれば武力を用いることなく従わせることができる®。

『詩経』を引用するで。(『晋書』のみ記載)

◎苻堅による反論

釈道安に見る仏教と戦争・平和

- 土地や国民が不足しているのではなく、 天の心や運気を明らかにするためである。
- 天下を統一して民を救うためであり®、 れた高官たちを故郷へ帰し、 困難から救って任用するための義挙であり、 労は厭わない。天罰を行う『のである。今回の遠征は、 武力を欲しているのではない。 江南

へ流

(『晋書』のみ記載)

- 嚳(高辛)や堯の戦いは古典に見える(『晋書』のみ記載)
- 時機にしたがって巡狩 王が国を視察することはないのか。 (帝王が諸国を視察すること)するのは古典にあらわれている (『出三蔵記集』 『高僧伝』のみ記載。 『晋書』では「如来の言」ではな 仏の言葉には帝

「公の言」と記す)

これらによる限り、道安は仏典を引用していない。

# 仏図澄による石勒・石虎への諫言

諫言に類似することが指摘されているロ゚ 道安による苻堅への諫言は、 道安の師である仏図澄 (二三二~三四八) による後趙王・石勒そして石虎への

#### 『高僧伝』巻九 「竺仏図澄

澄因;而諫,曰,。「夫,王者,徳化洽?〉、於宇内。、則,四霊表《瑞》。 政弊,、、道消、則,彗孛見,於上。。 恒。象,

著見き休答随き行べる。 十『有『八九』。於『是『中州》胡・晋、 斯上西が古今之常が微、 略皆奉以仏す。 天人之明誡+"」。 (13) 勒、 甚。悦」之す。凡っ応き被は誅せ余残し、

『高僧伝』巻九 「竺仏図澄

晋軍出 淮泗ス 隴比 凡城皆 ゙被〝侵逼ゼ。三方告ۈ急〞、人情危擾〞。 虎乃〝瞋▽ッ曰〞、「吾之奉□仏ッ供△僧▽。

而"更"致《外寇》。 仏『無ミ神矣』。澄明旦早ッ入゚。虎以ケ事ッ問ケ澄゙。澄因リゥ諫メゥ虎ッ曰ッ、「王過去世「経ジ淌

\$\$^\*\*大商主。 至\$\*\*罽賓寺\*\*、嘗\*供☆大会\*。 中"有?六十〉羅漢 。 吾\*此〉微身\*亦\*預ネザ)会\*。時\*得道人謂:

何為シ怨ー謗シ三宝ッ夜゚興サッ毒念ッ乎」。虎迺゙ィ信悟シッ晩サッ而謝ス焉。虎常゚問シ澄゙、「仏法ヘ云何」。澄曰ゥ、「仏 『此〉主人命尽法、当於受改鶏身>後"王智""晋地區"。 今王、為以王、 豊非サホ福『耶。 疆場,軍寇、国之常,非耳

法『〈不」殺サ」。「朕為『天下之主』。非サート、刑殺パル゚無パ以サ粛ー清パ海内ザ。既「違リ戒「殺生パ。雖リ復ッ事パト仏「証

>獲タ福ヲ耶」。澄曰シ、「帝王之事ソキャ仏ポ、当シ在ル心体恭シゥ心順サッ顕タ 『非『化』所『遷』。有『〈罪不』得』不ぱり殺す。有『〈悪不』得』不ぱり刑せ。 - 暢 > 三宝 > 不 L 為 > 暴虐 > 不 い = 害 !! 無 但当は殺い可はの殺、刑以可

至以於凶愚無頼

レギラ 広。及サイ、一切゙則゙仏教永゙隆ジルジ福祚方゙遠ッッジ」。虎雖ビ不ヒ能トス尽ク従ジロト、、而為ビワト益ッ不。少ナッッ。ロリ 《耳。若》暴虐恣意言》を殺=害せ、非ササルッ罪=、 雖は復り傾り財り事じた法 無以解之三下殃禍 願《陛下、 省は欲り興い

仏図澄は、 統治のあり方を仏教に結びつけて論じ、無辜の者を殺害することを戒めている。 石勒に対し徳をもって治めることの利益を説く。そして、石虎が王である理由を輪廻によって示

て語るが、 徳によって統治することを説くのは、先の道安の言葉と共通する。 道安は仏教と関連づける様子がない。 しかし、 仏図澄はそれを仏教と結びつけ

釈道安に見る仏教と戦争・

平和 の問 題

#### Ξ 『道安録』 所載の経典の説と重臣の主張

その記述を手がかりとして、 道安が編纂した経典目録 『綜理衆経目録』(『道安録』)は現存しないが、『出三蔵記集』に引用されている。 道安の時代に存在した経典の中に、 苻堅への諫言の根拠となりうるものがなかっ

たかどうか、 検討する。

三蔵記集』 乗涅槃経には、 の記述から、 阿闍世がヴァッジ族を伐つことを企てたが、 『道安録』に支謙訳『大般泥洹経』が掲載されていたことがわかる。 釈尊がそれを止めたという説話がある。 出

『出三蔵記集』巻二「新集経論録第一」

大般泥洹経二卷家公云田長阿含苗

(中略) ::

右三十六部。四十八卷。魏文帝時。支謙以呉主孫権黄武初至孫亮建興中所訳出

(15)

阿闍世がヴァッジ 現存の失訳『般泥洹経』 または白法祖訳 『仏般泥洹経』 を支謙訳とする説がある 🕫 (越祇) 族を伐つのを釈尊が止めたと説く。 両者とも文言は似ており、

白法祖訳『仏般泥洹経』巻上

摩竭国王、 人民《熾盛』》》、多》出於珍宝》、不以首中伏也於我也。寧》可於也以兵,伐以其之国也。国也有以賢公也。公之名。 号シテ名シ阿闍世上。 与一越祇国 不 相"得也、 欲は往り伐びとこと。 自り与い群臣 共三議、、

越越

雨舎。 若ッ意ッ白タ仏゚言ヘ。『越祇国ヘ大゚軽サ易シエッ、エヘ欲ス往サッ伐タシット之ッ。寧ッ能ッ得タサ勝ッ不サ』ト」。公受ウエ 往書至四五仏所書、 雨舎公者、 頭面。著以足。、問《仏〉消息。。『身体平安・不・、飡食如常・不・』」。問以仏。礼竟ァ〈、 逝心種也。 公言。 「唯命ゼ」。 王告かラ雨舎公三言グ、「仏去ルコト是ヲ不」遠カラ。 若持いず王ノ声ッ、 自っ持き

(上仏)消息。。 『身体平安\*不\*、 沙仏足言。仏与ら机ヶ使は坐り、「問っ、 飡食如常\*不\*』 \*」。仏即\*問?、「王及\*国?人民、寧?安和\*不\*、穀糴平賤\*不 国丞相、従門何所・来でより」。公言で、「王使は臣のをず来です。 稽一首。仏足三、 問

即,厳車五百、

乗騎二千、

歩人二千、往ササ到ハ王舎国ド。

得き歩径。止い車っ下り、

到了仏所。見《仏前』。

頭

す」。公言で、「得き仏恩で、 皆自ラ安和ナリ、 風雨時節、 国中豊熟ナッ」。仏言シ、「公ッ、行道シ人馬、 皆平安で不で」。

長老三、『莫かい愁っ莫かい恐い。 っ七法っ者可い勝っ」。 皆来ッッ語ッッ我ニ言ッ、『阿闍世王、 公言》、「得源仏恩》、行道皆平安『ジ無》他」。公白タ仏"言》、「王与ゥ越祇国・有ワ嫌ァコト、 於仏、意、何如。 仏言》、「我昔嘗\*往\*到:越祇国··。国 可は、得は勝っ不と」。仏言っ、「是・越祇国っ人民、 若曹持派七法》、 欲《来》《伐《》》"我《国》。 我曹謹勅》等自《守》。国》』 "」。 仏言、「我即《告》諸 阿闍世王来シューサ者、不レ能シ腸シュー汝ョ゚ト」。 "有"急疾神舎、我止"頓"其/中"。越祇国中/諸長老、 持さ七法で者、王不」能に得けて・勝つ。不ら、持 欲は往き戊ー壊セント之 雨舎問以仏に、「七

**-**15-

法者何等》」。時"仏坐》、阿難従『後扇》仏》。 過不ご。 和 (デ自ラ守却ント不さ」。 Ę 所 パ、任・忠良 間 汝聞 其之奉以法。相心率心、 越祇、 対《明日》、「聞》其、数相聚会》、 転相。承用《上」。「汝聞》、越祇国、 君臣常 和 無取無願ニシテ、 仏告。阿難等、「汝寧。聞於越祇国人、数相聚会》、 所以《任也忠良 不為敢為有認過」。「汝聞於越祇、 講演 ニシテト 政事で、 奉リテ法・相と率と、 転相。承用、「不」。 修、備へず自っ守ラント」。 無取無願言言、 対合が日代 礼化謹敬,、男女有5別 仏言。「如ぶ是、 不いっ敢へヶ有い 聞 其

≒順スネッ四時ポ」。「汝聞タヤ越祇、 学越祇、 医薬ュ不さ」。日の「聞き其と尊は奉き道徳で、 弟ニシテ師長ニ、受サハヲ誡・教誨ヨ不ヤ」。 長幼相で事でルッ不で」。 曰っ「聞き 不」可以,攻ふれ。一何,況を七法っと」。公曰、、「国事多きが故。、、 仏言。「夫」有き、国者、 承が天り則り地に、 敬、畏、社稷で、奉皇事、ふの時に不よ」。日の「聞き耳承が天の則に地で、 行派派。此、七法》、難》可以,得《危》。。雨舎公対《字言》、 ず其さ礼化謹敬さ、 尊-奉。道徳で、国"有で沙門・応真及"方"遠"で来。者、、供『養\*\*で衣被・牀臥・ 曰《「聞》其》孝:於父母三、 国"有き、沙門・応真及"方"遠"。来"者、 男女有『別、 当是還是請了辞書」。仏言《、「可言宜》》知以時書」。 長幼相と事でなず」。「汝聞かな越祇、 遜ー弟ニシテ師長ニ、受性よヲ誠・教誨エ」。「汝聞 供量養スキッ衣被・牀 「使べ越祇持》一 敬一畏 社稷"、奉 孝 於父母、遜 即,従 法者 臥 医

失訳『般泥洹経』巻上

坐起すれる仏で而去す。

(17)

仏足、 徳化 重。揖譲。畢,長跪,言。、「摩竭王阿闍世、 五百乗、 『摩竭王阿闍世、与『越祇 敬言問 騎二千、歩人二千、行造論鷂山。 不」首一伏。我也。当時往等攻伐以。国上賢大臣可名可曰的兩舍人、 衆臣之議、 ヘ消息ッ、『興居^軽゚ーシテ強\*気力ッム遊歩シ、徳化ヘ日゚゚ー゚昇ックマシャ』ト。言ゥズシ 欲は往り攻伐せいよ。 仏言』「甚』善シ。 不 相:得さ。 衆臣議き言っ、 願《聞弦衆祐三』。 王与帝国人、及"汝皆安\*不\*」。 稽一首、仏足、 到時小道口は、下り車の歩き進る。見ば仏は歓喜る、 「越祇、自,恃」 敬意問於消息者、『興居、軽品を強為力者遊歩る 有ラムハシ以教アルコト之ッ」。 \*\*\*\*国富\*\*民衆\*、 梵志種也。 雨舎白ヶ言ヶ、 王命《「使シザ行き、 地沃ッピ野豊カニシテ 大臣受い命 『阿闍世、与主越祇 「王与一越祇 貌色恭\*\*\*辞\*\*、気 即 稽二首 有以憾 多。出 が厳車

衆臣之議、以既彼、自与恃治。国富、民衆、、

地沃ッと野豊からかき多の出いの珍宝で、不」首に伏せ我で、欲は往れ代パント

之。 我時『為以説》が治国七法、 願の「聞かせタマへ仏」教で」。 仏報》大臣。、 不危之道。其上能《行》上者、 「昔吾一時曾ッ遊ッ越祇≒正躁神舎≒シッ。 日当は興盛や未立之衰へ也」。即は叉手を言っ、「願っへ 見完其,国人,、 皆多ク謹 勅

仏言が阿難は、「汝寧シッ不らず聞き越祇国人数相聚会も、 聞かせタマへ七法で。 蓋シ何ッッ施行センギ」。仏言ッ「諦゚聴ケ」。対ヘサ曰ッ「受タム教ッ」。時゚賢者阿難、住シッ後゚帰タ仏ッ。 講一論、政事で、 修ゞ備ヘテ自ッ守ムシント」。対ヘテ臼ッ、 「聞』其

聞きれ越祇奉りた法り相は 所とい、任で忠良いい、 数相聚会心 |論\*政事\*、修\*備(\*自\*守5ジ)。仏言シ「如タ、是ン、彼為メ不ヒッ衰′。汝聞シャ越祇シ君臣常\*和シ、 E 率 と、 転相。承用水上」。対水井田水、 無取無願言シテ、不いの敢なの有い過」。対なが曰っ、「聞い其い奉いが法の相心率と、 「聞》其,君臣常"和》、 所とか、任世忠良ニシテ、 転相。承用水上」。「汝 無取無願ニシテ

不認敢為有認過」。「汝聞說越祇礼化謹敬,、男女有別別、

長幼相"事"元月。対〈『曰》、「聞》其礼化謹敬》、

対ハテ田の、「聞き其し承い天の則い地に、 女有コ別、 於父母』、遜-悌『ふが師長』、受堂識での教誨』」。「汝聞とな越祇承な天の則ら地』、敬一畏い鬼神の、 長幼相"事"。『汝聞》。越祇孝、於父母、、遜、悌、》。師長、、受敗識な教誨は』。対〈ヶ曰 ?、 敬 一畏シ鬼神ッ、 敬思順スルラ四時出」。「汝聞なヤ越祇尊 奉道徳、 敬具順スルッ四時上」。 玉 有三沙門 「聞☆其

応真及"四方",来"者、 応真及『四方』『来『者、 供量養スペラ衣・食・臥床・疾薬よ」。仏言っ、「夫レ有ラ、国者、 供量養がより衣・食・臥床・疾薬よ」。対なり日か、「聞き其な尊に奉が道徳で、 行派やコト此っ七法で、 国"有三沙門

ずれ 請以辞》」。仏言》、「可》置知》是、時以」。 即"従"座起"、 礼学仏『而去》。

国が危機に遭わない七法回を説く。

ピハー得ル危キッ」。雨舎対イッ日ク、「使ルヘ越祇人持ク一ッ者、尚不」可タッ攻ムネ。 何゚況ヤ有ヒワヤ七。国事多キゥ故

1 政治を会議する。 2 君臣和す。 3 法に従って破らず、これを受け継ぐ。  $\widehat{4}$ 礼と教化を謹み敬い、

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

男

だき地に則り、 男女の別があり、 社稷を敬い 長幼ともにつかえる。 (『般泥洹経』では「鬼神に敬」)、 (5) 父母に孝行し、 常に奉って順う。 目上の者に従い、 (7) 道徳を尊び、 教えを受ける。 6 沙門 天をいた 阿羅

これらを一つでも守っている国を攻めるべきではないと説く。

漢に供養する。

また、 道安による苻堅への諫言に先立ち、 前秦の重臣の多くが東晋への遠征に反対したことが『晋書』 に記

される。

『晋書』巻一一四「載記一四・苻堅・下」

左僕射権翼進三十日 武王猶非曰北波 「臣、以き為は晋未は可かり伐り。 有写人焉、 廻らず師ず止い旆す。三仁誅放き、然は後は 夫以 ヶ村、之 と無道ニシテ、 「奮」犬」牧野」。今晋、道雖は微から、 天下離いせん、 八百諸侯不以其,而 未」聞

和、 今晋、和《矣、未《可》》図《也」。…(中略)…太子左衛率石越対"曰》「呉人恃""険"偏隅"でき、 不り変が

君臣和睦》、上下同以心。謝安、桓沖、江表、偉才"》》、可以謂以晋"有以人焉。臣聞》師、克以在以

王命。 懸象三無ご差 陛下親之樂十六師以 弗ル可かっ犯ス也。 問い罪の領・越る。誠で含べ人神四海之望で 且晋、中宗、藩王+《耳+、 夷夏之情ァリテ、 但一今歲鎮星守二門牛門。 鹹共 推り之で、 遺愛猶非在以於人工。 福徳有以呉言。

昌明 , 其 `孫也。国"有"長江之険 、朝三、無っトで昏三、弐之釁でり。臣、 愚ナヘモ以テ為エ利センヵ用ワ修ム徳ワ。 未」宜かり動

かる師り。 越曰 孔子曰。『遠人不ば服ず、 臣聞《、 紂 、為以無道。、 天下患い之で。 修いす文徳の以ず来以之の」。願か、保い境の養に兵の、 夫差、淫虐ニシテ、 孫皓、昏暴, 衆、叛\*親 何<sup>(1)</sup>其 離、 虚隙。」。 所以敗 也 (中略

未沒有沒事斯。罪。深《願^^^厲性兵》積沒等粟》以《待②之天》時間」。…(中略)…融曰《「歳鎮在日斗

今晋、雖《無徳士、

疲゚将´倦゙、有ボヘ憚ヒ敵ッ之意、不シ可ホッ以ッ伐ッ三也。諸シ言シ不可・者、策之上也、願゙ヘ陛下納メッ之ッ」。 呉越之福ナルハ、 不い可語の以り伐の一也。 晋主休明ニシテ、 朝臣用命すれて、 不い可かり以り伐り二也。我数戦し、 兵

和があれば戦いに勝つ罩と聞くが、晋には和がある」として、遠征に反対した。 翼は周 `の武王の故事ミロを取り上げ、「東晋には徳が失われておらず君臣の和があり、すぐれた人物がいる。 石越は、 星回りが良くないこ

呉の皇帝・孫晧は暴君党なので、民衆や親族が離れて敗れたが、東晋はそれらと異なると主張。 (字は昌明) はその孫であることなどを挙げ、 東晋にとって長江は要害の地であり、 東晋の初代皇帝・元帝(廟号は中宗)は今も人望があり当代の孝武 孔子の言葉図を引用する。さらに、 殷の紂王、 苻融は、 呉王・夫差、 星回

東晋の皇帝はすぐれており臣下がその命に従っていること、前秦は戦いが重なり将兵が疲

弊しているという三点を挙げ、東晋を伐つべきはでないと訴えた。

りが良くないこと、

٢

前述の通り、 これらの主張のうち、「和がある国を伐つべきではない」という点は、『仏般泥洹経』『般泥洹経』の説と通じる。 道安は重臣の要請を受け、苻堅を説得しようとした。しかし道安は、 苻堅に諫言する際に『仏般

泥洹経』『般泥洹経』

を取り上げていない。

結

が強く表れている。『晋書』は、苻堅 くとも明示せず)、古代の帝王の故事などを論拠とする。さらに、『晋書』における道安の言葉には儒教の影響 道安が苻堅の東晋遠征を止めようとした際、 (字は永固) が儒教の理念に則って政務に勤めた頃と記し、 根拠となる仏典などが当時存在したがそれを取り上げず その統治 (少な

『晋書』巻一一五「載記一五・苻丕苻登

を高く評価する。

史臣曰"。… (中略) 黎元,、憂言勤、庶政。。王猛、以等宏材;《り緯》軍国》、苻融、以等懿戚;《り贅久経綸》、 …永固、雅量『シッテ瑰シ姿ナッ。 …(中略)…遵ニ明王之徳教ニ、闡ヤ先聖之儒風ッ、 権薛、以京諒直十九ヲ進以規謨フ、 撫一育

鄧

張

以,忠勇,小,恢《威略》。

俊賢う効足り、杞梓呈は才り。

文武兼が施り、

徳・

刑具『挙クれ。

乃ず平が燕が定が蜀

托 『棲ぶき》鸞『以『成以頌』。因言《以『功》侔言き』曩〉烈』、豈直』化言う治はずきも当年』。雖《五胡之盛』、莫《之』比される。 擒い代っ呑い涼ッ、 跨三分之二章、居至九州之七章。遐荒事。義章、 幽険『宅』心り。 因で止られる馬の而献

道安の目的は、 也。 苻堅による東晋遠征を止めることであった。その目的を達成するためには、 仏教ではなく古

「君臣の和がある国を攻めるべきではない」という主張は、道安に先立って前秦の重臣が行っている。

道安が判断したと考えられる。

代の帝王

の故事や儒教を説く方が有効であると、

-20-

しか 説かれることを知っていたが、それを援用しなかったと推定することもできる。 苻堅は考えを変えなかった。 そのため道安は、 経典に「君臣の和がある国を攻めるべきではない」と

いずれにせよ道安は、「仏教僧であるから仏教としての見解を打ち出す」ことよりも、「何が目的の達成に寄

与するか」を優先していたと見てよい。

は儒教の理論によって東晋遠征を正当化したが、正当化の根拠を仏教にも求めていた可能性を指摘できる。 ところで、苻堅は道安に対し「如来の言のごときは則ち帝王、方を省るの文無きか」と語っている。 苻堅

#### 註

南部松雄

「釈道安私見」

(『龍谷史壇』

五六·五七、昭和四一

年) は

「道安は後に苻堅の南征の意向を諫めるが

平成六年)一九七頁は、「この諫言が依拠する道理は仏教の教義ではなく、 あるいは常識人としての彼の一面を見るかのごとくである」と述べる。任継愈『定本中国仏教史Ⅱ』(柏書房、 堯舜以来の歴史的見地から説く淡淡としたその口調には、 ひとり仏教徒としてよりも、 伝統的な儒家の考え方である」と より社会人より知識人

♡大正五五・一○八下~一○九上

言う。

③大正五〇·三五三上~中

中華書局『晋書』第九冊二九一三~二九一四頁

『史記』巻一「五帝本紀」

釈道安に見る仏教と戦争・平和

の問題

》,代以·堯"践"帝位》、践《"·帝位》三十九年、南"巡狩"、 舜年二十『シャ以タ孝ッ閒』、年三十『シャ堯挙タ之ッ、年五十『シャ摂ー行シ天子ン事ッ、年五十八『シャ堯崩シ、年六十一』 崩然蒼梧之野。。葬於江南、九疑、是、為《零陵》。

(中華書局『史記』第一冊四四頁)

『史記』巻二「夏本紀」

十年、帝禹東"巡狩》、至"於会稽"而崩"。

(中華書局 「史記」 第一冊八三頁)

『史記』巻六「秦始皇本紀.

三十七年十月癸丑、始皇出游、。…(中略)…還,多過漢吳,、從《江秉 渡光。並光海上一、北北五光琅邪王。 中

…遂"並ヒサ海"西ス。至コサ平原津=而病ム。 …(中略)…七月丙寅、始皇崩《於沙丘》平台書。

(中華書局『史記』第一冊二六〇~二六四頁)

『徳をもってすれば従わせることができるという思想は、 以下の文献に見られる。

『論語』「季氏」

遠人不以服が、則が脩然文徳が以が来以之が。既は来がせん之が、 則が安いて之で。

(中華書局『十三経注疏 (下)』二五二〇頁)

『春秋左氏伝』「僖公七年」

懐ガ」。

管仲言は於斉侯に曰ゝ。「臣聞い之ゝ。招い『〈攜さり以ばら礼》、懐いた『〈遠》以ばる徳ヲ。 (中華書局『十三経注疏(下)』一七九八頁) 徳礼不ぶ易な、 無ジト人トシテ不い

-22-

『詩経』「大雅・生民之什・民労」 柔」遠能」邇 式遏寇虐 無 縦 詭随 恵 此中国 民亦労止 以謹 以綏 汔可 以定。我王 憎不↓畏↓明 小康 無良 四方 遠きを柔んじ邇きを能んじ 式て遏めよ寇虐の 脆随を縦にすること無く 此の中国を恵しみて 民亦労せり 瞥ち明を畏れざるを
なるは 以て我が王を定んぜよ 以て無良を謹ましめよ 以て四方を綏んぜよ だはくは小康すべし でなが

(7)

※任前掲書二一七頁は、これが『書経』「泰誓」によると指摘する。 八二頁による)

(中華書局『十三経注疏(上)』五四八頁。訓読は石川忠久著・明治書院『新釈漢文大系第一一巻 詩経(下)』

"書経』 「周書・泰誓上」

天佑立下民,、作之之。君士、作之之。師士。惟士其士克。相立上帝,、寵士綏、四方立。有立非罪無其非罪、 (中華書局『十三経注疏(上)』一八〇頁) 予曷ッ敢で有けい越

スコト厥ノ志ヲ。

®任前掲書二一七頁は、これが『書経』「泰誓」及び「多士」によると指摘する。 。書経』「周書・泰誓下」

'書経』「周書・多士」 奉义于予一人以、恭一行也因天罰以

我乃,明。致《天罰》。

(中華書局『十三経注疏(上)』二二〇頁)

(中華書局『十三経注疏(上)』一八二頁)

(10)『呂氏春秋』巻二〇「召類

堯《戦光於丹水之浦三、以光服《南蛮》。

天子、五年二一《巡守》。歲二月、

(11)『礼記』「王制」 東。巡守之、至三子岱宗寺。柴之寺而望一祀之山川之、

(中華書局『諸子集成』第六冊二六二頁)

覲☆諸侯♥。 問ぎ百年/者♥就

見江之》。命學大師三陳八詩》、 以,観,民風,。 命シテ市ニ納ン買り、 以,観光民之所,好悪べれ。 志淫スート、好が辞よすれ。

不敬于、不敬、者、君削是以是《地》。宗廟"有是不是順、者、為《不孝子、不孝》者、君絀《是以是《爵》。変是,礼》易是是 命等典礼言、考《時月》定》日》、 同語の必ず律・礼・楽・制度・衣服で、正は之で。 山川一神祇、 有ラハ不い挙ヶ者

楽ッ者、為シ不従ナ、不従、者、君流゙。 革タサイ制度・衣服。者、為シ畔サ、畔、者、君討シ。 有タ功ー徳於民。者、、 加 地

十有一月、北"巡守"、 至語于北嶽語。如語西巡守之礼語。帰述仮語于祖禰語、 進い律り。

五月、南"巡守"、至江于南嶽"。

用っ特っ。

如意東、巡守之礼、。八月、西北巡守、、至北于西嶽北。

(中華書局『十三経注疏(上)』一三二七~一三二八頁)

これと同様の内容が『書経』「虞書・舜典」(中華書局『十三経注疏(上)』一二七~一二八頁)にある。

但任前掲書一九七頁

『大正五〇·三八三下

『大正五〇·三八五上~中

(15) 大正五五·六下~七上

『宇井伯寿「般泥洹経二巻の訳者は支謙か」(『訳経史研究』、岩波書店、 昭和四六年)は、現存の失訳『般泥

如言南巡守之礼

は、 洹経』が支謙訳であると見る。 白法祖訳『仏般泥洹経』を支謙訳と捉える。 岩松浅夫「涅槃経小本の翻訳者」(『印度学仏教学研究』二五ー一、昭和五一年)

『大正一・一六〇中~下

窓大正一・一七六上~中

『仏般泥洹経』『般泥洹経』のこの箇所には儒教的改変が見られるという(中村元『仏典講座1 阿含経 (壱)

遊行経(上)』、大蔵出版、昭和五九年、九一~九九頁)。

即中華書局『晋書』第九冊二九一二~二九一三頁

②『論語』「微子」

微子去『之》、箕子為『之》奴』、 比干諫系而死系。 孔子曰《、殷《有》三仁·焉》

(中華書局『十三経注疏(下)』二五二八頁)

## 史記』巻四「周本紀

是一時、 可;。也」。乃;還是師師,帰。。居至中二年、聞之紂,昏乱暴虐、滋・甚、、殺心王子比干で、囚心箕子で、太師疵・ 渡。盟津。、 文王三、遂三率三,戎車三百乗、 彊、抱持。其、楽器。而犇此,周問。於是是武王徧。告曰諸侯也曰。「殷也有,重罪し、不」可以以不以畢。伐之」。 人之言。 諸侯不是期,而会是是盟津。者八百諸侯主。諸侯皆曰。「紂可是伐。矣」。武王曰。「女未」知是天命で、未是 自っ絶っ于天っ、 諸侯咸,会、。 毀-壊。其/三正。、離-逿。其/王父母弟。、 「孳孳トシッ無ター怠゚ッ゚ト」。武王乃ッ作ッ太誓ッ、告ッ於衆庶゚「今殷王紂乃サ用 虎賁三千人、甲士四萬五千人。、以,東。伐之紂。。十一年十二月戊午、 乃。断。棄。其。先祖之楽。、 乃,為心淫声。、 師 乃道 其

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

用 変一乱 正声で 怡 説 ·婦人"。 故。今予発、 維共"行か天罰"。勉\*"哉夫子、不」可グ勇で、不」可クザ三ッピ」。

(中華書局『史記』第一冊一二〇~一二二頁)

「師克在和」 の語は 『春秋左氏伝』に見える。

## 春秋左氏伝』「桓公十一年」

州・蓼・伐サント楚/師ヨ。

十一年、春。斉・衛・鄭・宋、盟三于悪曹』。楚三屈瑕将『盟ニュー弐・軫』。鄖人軍三於蒲騒』、 莫敖患」之ヲ。 門廉曰。、「鄖人軍以其、郊下、必以不以誠。。且以日"虞"之四邑之至此,也。 将三与・随・絞

敗三 君次於於郊郢,以大禦,四邑。。我以於鋭師。宵,加於於則。。則,有以虞心,而恃,其之城以、莫之有之,鬥志,。若以 ゙師『、四邑必、離ート』。 莫敖曰』、「盍ュ請尓済サト゚ローサ師『於王』」。 対『曰』、「師」克』尓在リ和『、不ヒナサの在リ衆

商、周之不ら敵で、君之所」聞で也。成軍以で出て、又何で済せで焉」。莫敖曰で、「トく之で」。対で曰で、「ト・、以で

決スや+『疑』、不いへ疑へ何ットッヤ」。遂『敗』+鄖師『於蒲騒』、卒『盟じず而還ぅン。

(中華書局『十三経注疏 (下)』一七五五頁)

#### (23)『論語』「季氏」(註6参照)

『史記』巻八七 「列伝二七·李斯列伝<sub>-</sub>

(24)

レーギ而不」免゚於死ッ、身死シッ゙而所」忠メ゙キ者非也。今吾ッ智゙不」及シ三子ッ、而二世之無道゙過ッ於桀 趙高案-治、李斯。 哉。 昔者、 桀、殺 関龍逢、 李斯拘執束縛せずと、居ず囹圄中で、 新、殺。王子比干。、 呉王夫差、殺《伍子胥》。 此 三臣者、豊不忠 仰步天,而嘆。寺曰。「嗟乎、悲夫。不道之君、 何。可為

言。吾以ケ忠ゥ死ˇ、宜シャ矣。且シ二世之治豈不メ乱・哉」。 (中華書局『史記』第二冊二五六〇頁)

紂

夫差

#### 『三国志』 巻四八 「呉書三」

徳トナルモ、 日日以ヶ冀った、 猶或、矢中誓。衆臣。、「予違、、女弼、。」、、或、拝等昌言。、 (中略) … 皓之淫刑所是多为濫义之、 朝二、不」謀ラタッ。 其,熒惑、 隕斃<sup>⋄</sup>流黜ҳҳ者、蓋シ不」可カッ勝数ҳ。 巫祝、 常『「若『不」及^」 トィッ。 是。以。群下、人人惴恐。、 禹躬;稼′、 況を時 凶 至聖之 |頑 皆

肆一行。残暴。、忠諫、者。誅、、讒諛、者。進、、虐が用が其民で、窮以淫り極以侈で、

『出三蔵記集』『高僧伝』にもとづけば南部前掲論文のような評価に、『晋書』を基準とすれば任前掲書のよ (註1参照)。なお、吉川忠夫・船山徹訳『高僧伝(二)』(岩波書店、平成二一年)一三一頁は

(中華書局 『三国志』 第五冊一一七八頁) 宜心腰首分離心、

以,謝、百姓

26分川道雄 『高僧伝』における道安の言葉に『書経』の一節が用いられていることを指摘する。 『隋唐帝国形成史論』(筑摩書房、 昭和四六年)一〇五頁は苻堅の理念について、「その政治理念は

中 国古来の政治道徳に則ったものであり、 かれが儒学振興に異常な熱意を示したことと密接なつながりが

さらに朝鮮半島の高句麗 大正五〇・三三一中。『晋書』巻九五「列伝六五・芸術伝・鳩摩羅什」、中華書局『晋書』第八冊二五〇〇頁)、 を迎えようとしており(『出三蔵記集』巻一四「鳩摩羅什伝」、大正五五・一〇〇下。 『高僧伝』巻二「鳩摩羅什」、 ただし、苻堅は仏教を軽視していたのではない。苻堅は道安を崇敬するだけでなく、亀茲国にいた鳩摩羅什 『晋書』 第九冊二九五五~二九五六頁 へ僧 ・順道を派遣して仏教を伝えている (『三国遺事』巻三、大正四九・九八六上)。

釈道安に見る仏教と戦争・平和の問題

ではなく「公の言」となっている(註4参照)。

四『出三蔵記集』巻一五 (註2参照)、『高僧伝』巻五 (註3参照)。なお、『晋書』の該当箇所では「如来の言」